

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和50年3月に結婚した後、義父から国民年金保険料を納めるように言われたので実家から10万円を借りてきた。義父が役場へ行き未納分を納付してくれた。まとめて納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降未納が無く、申立人の夫、義父共に付加保険料を未納無く納付しており、夫と申立人は平成6年度から前納によって納付を続ける等、世帯としての納付意識が高い。

申立期間②について申立人は、過去の国民年金保険料の未納分をすべて納付するため実父から10万円を借りて義父に渡し、義父が納付したとしており、事実、昭和50年8月25日に附則第18条の特例納付及び過年度納付を行っている。資金的には十分な金額を準備し特例納付までして、未納保険料を納付しようとした者が、過年度保険料の途中にわずか3か月を残して納付したとするのは不自然である。

一方、申立期間①は、附則第18条の特例納付では昭和48年3月までの期間しか納付できず、50年8月25日の納付時点では、時効により過年度保険料としても納付不能期間となることから納付できなかったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで

姉と一緒に軍需工場で働いていた。空襲で工場は跡形も無く、九死に一生を得て姉と一緒に歩いて郷里にたどり着いた。工場焼失後、姉も私も会社の人とは一切会っていないし、退職金ももらっていない。ずっと一緒にいた姉には厚生年金保険の記録があるのに、私は脱退手当金を受け取ったことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年7月の空襲によりその姉と一緒に勤務していた軍需工場が焼失したため、姉と共に退職の手續もせずに郷里に戻ったこと、及び脱退手当金が支給されたとされる同年12月当時も、姉と共に実家で農作業の手伝いをしていたことを鮮明に記憶しているところ、事実、罹災直後、一緒に帰郷した姉は脱退手当金の支給を受けていないことから、申立人の主張は信憑性が高いものと認められ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間当時、申立人は16歳（姉は18歳）であり、年金への関心は薄く、脱退手当金制度の存在など知る由もなかったと申し立てている点に不自然さは無い。

さらに、申立人が勤務していた事業所において、同じ日に資格喪失し、同様の短期脱退手当金の受給要件を満たしていると思われる女性20人（申立人を除く。）のうち14人には脱退手当金の支給記録が無いことから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山梨厚生年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年9月から6年10月までの期間は38万円、6年11月から7年1月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から7年2月28日まで

私が、A社B営業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、半分の額で記録されている。給与明細書では、支給額に見合った保険料が控除されているので正しく訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（申立期間のすべて）から、申立人は申立期間のうち、平成4年9月から6年10月までは標準報酬月額38万円、6年11月から7年1月までは標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて元事業主は、「誤った報酬月額で届出を行った。」と認めていることから、元事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る保険料控除額に相当する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年9月まで
ねんきん特別便によると、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。その当時、母が兄、姉、私の3人分の保険料を、まとめて納付してくれていたため、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとするその母は亡くなっており、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、母が兄、姉、申立人の3人分の保険料を、納付してくれていたと主張しているが、その母に、一緒に納付してもらっていたとする兄と姉の納付記録は、昭和36年4月から38年3月までが当初未納となっている。その後、50年12月19日に特例納付により兄、姉共にさかのぼって納付していることが社会保険事務所保管の台帳及び50年12月分A町現金納入者一覧表から確認できるが、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、兄、姉と共に連番で昭和36年3月に払い出された当初から一貫して同じ番号であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和3年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和31年7月28日から33年1月21日まで
② 昭和33年1月21日から35年2月16日まで
③ 昭和35年2月16日から同年3月1日まで

職業安定所の紹介で、昭和31年7月28日にA社B支店に入社し、35年2月28日に退職した。ところが、社会保険事務所によると、厚生年金保険の資格を取得したのは33年1月21日、資格を喪失したのは35年2月16日となっている上、この期間の脱退手当金を受給したことになっている。私は脱退手当金の支給を受けていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和33年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年2月16日に同資格を喪失したことが確認でき、同名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番も見られない。

申立期間①について、申立人がA社B支店に勤務していたことは、元同僚の証言から推認できる。しかし、申立人の元同僚は、A社B支店では、入社後一定の試用期間（3か月から1年を超える期間）を経た上で本採用され、厚生年金保険に加入したと証言していることから、申立人が申立期間①について厚生年金保険に加入していないことに不自然さはない。

申立期間③について、申立人は「2月28日まで勤務していた」と主張しているが、元同僚等からは、申立人が同日まで勤務していたこと及び厚生年金保険料が控除されていた旨の証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は解散していることから、申立期間①及び③当時の人事記録等の資料を確認することはできず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえな

また、申立人の脱退手当金は昭和35年5月20日に支給決定されているが、その約1か月後に申立人は結婚しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえな

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 26 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 7 月 21 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 10 日から 39 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 20 日まで

脱退手当金を受給したとされる日は、二度目の出産の3か月前に当たるが、そのころは住所も変わり、乳飲み子を抱えていて請求ができる状態ではなかった。申立期間について脱退手当金を受け取った記憶がないので支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間④の期間勤務した事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は「脱退手当金の支給決定日当時は、二度目の出産の3か月前で、乳飲み子を抱えていて脱退手当金を請求できるような状態ではなかった。」と主張しており、受給した記憶は無いとしているが、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。